

平成 20 年 12 月 18 日

各 位

株式会社 りそなホールディングス
(コード番号 8308)

平成21年3月期 第2四半期 自己資本比率の追加開示について

平成 20 年 11 月 18 日に公表しました「平成 21 年 3 月期第2四半期 自己資本比率」の速報値について、確報値が確定しましたので、自己資本の状況(自己資本の構成、海外特別目的会社の発行する優先出資証券の概要)とあわせてお知らせいたします。

尚、りそなホールディングスは第二基準、りそな銀行及び埼玉りそな銀行は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの額は、平成 20 年 3 月より基礎的内部格付手法を採用して算出しております。また、オペレーショナル・リスク相当額は粗利益配分手法を採用して算出しております。マーケット・リスク相当額については、不算入の特例を適用して、計上しておりません。

以 上

株式会社りそなホールディングス

<自己資本の構成>

自己資本の構成は、以下のとおりであります。

なお、自己資本比率は、平成18年金融庁告示第20号「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(以下、「連結自己資本比率告示」という)に定められた算式により、平成19年3月31日から連結ベースについて算出しております。信用リスク・アセットの額は、平成19年9月末は標準的手法を、平成20年9月末は基礎的内部格付手法をそれぞれ用いて算出しております。

■連結自己資本比率(第二基準)

(単位:百万円)

項目		平成19年9月末	平成20年9月末
基本的項目 (Tier1)	資本金	327,201	327,201
	うち非累積の永久優先株 (注1)	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	673,796	673,732
	利益剰余金	1,006,733	1,249,250
	自己株式(△)	1,238	12,197
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額(△)	-	-
	その他有価証券の評価差損(△)	-	-
	為替換算調整勘定	△ 988	△ 2,392
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	151,065	133,971
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	132,744	119,163
	営業権相当額(△)	-	-
	のれん相当額(△)	18,089	10,863
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	12,518	11,982
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	-	-
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	2,125,962	2,346,720
繰延税金資産の控除金額(△) (注2)	-	-	
計	(A) 2,125,962	2,346,720	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注3)	(B) 132,744	119,163	
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	46,594	33,112
	一般貸倒引当金	144,337	33,483
	適格引当金額が期待損失額を上回る額	-	52,578
	負債性資本調達手段等	834,402	760,582
	うち永久劣後債務 (注4)	495,317	449,764
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注5)	339,084	310,817
	計	1,025,333	879,756
うち自己資本への算入額	(C) 1,025,333	879,756	
控除項目	控除項目 (注6)	(D) 20,414	37,938
自己資本額	(A)+(C)-(D)	(E) 3,130,881	3,188,538
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	20,189,626	18,240,865
	オフ・バランス取引等項目	1,482,460	1,833,798
	信用リスク・アセットの額	(F) 21,672,086	20,074,664
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((H)/8%)	(G) 1,421,868	1,404,420
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(H) 113,749	112,353
	旧所要自己資本の額に連結自己資本比率告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	(I) -	-
計((F)+(G)+(I))	(J) 23,093,955	21,479,085	
連結自己資本比率(第二基準)=(E)/(J)×100(%)		13.55	14.84
連結基本的項目比率=(A)/(J)×100(%)		9.20	10.92
連結基本的項目に占めるステップ・アップ金利条項付優先出資証券の割合=(B)/(A)×100(%)		6.24	5.07
連結総所要自己資本の額 (注7)		923,758	1,718,326

- (注) 1. 当社の資本金は株式種類ごとに分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2. 平成20年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は343,290百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は469,344百万円であります。
3. 連結自己資本比率告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
4. 連結自己資本比率告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 連結自己資本比率告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 連結自己資本比率告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
7. 当社は第二基準行ですが、平成20年9月末は基礎的内部格付手法を採用しているため、連結総所要自己資本の額算出にあたり、8%を使用しております。平成19年9月末は標準的手法を採用しているため、4%を使用しております。

<優先出資証券の概要>

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行(以下同社とする)は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、当社は、当該優先出資証券を連結自己資本比率(第二基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities(Cayman)Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	平成17年7月25日
配当率	平成27年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、平成28年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある事業年度について、以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいずれにも該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止 (制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言(注1)が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。 停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	同社優先株式(注2)への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益(注3)不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止 (制限)	同社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 監督事由(注4)が発生した場合 (2) 直近に終了した事業年度について同社が同社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	同社優先株式と実質的に同順位

(注)1.清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由:

清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算の更生計画作成許可、清算的再生計画提出

更生事由:

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合

支払不能事由:

①債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合

②債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

政府による宣言:

監督当局が、同社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは同社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合

2.同社優先株式

同社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式

3.可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある事業年度の直前の事業年度に係る同社の分配可能額から、当該事業年度中に同社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該事業年度に同社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したもの。ただし、同社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が同社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び同社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。

4.監督事由

同社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合

＜自己資本の構成＞

自己資本の構成は、以下のとおりであります。

なお、自己資本比率は、平成18年金融庁告示第19号「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(以下、「自己資本比率告示」という)に定められた算式により、平成19年3月31日から連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。信用リスク・アセットの額は、平成19年9月末は標準的手法を、平成20年9月末は基礎的内部格付手法をそれぞれ用いて算出しております。

■連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

項目			平成19年9月末	平成20年9月末	
基本的項目 (Tier1)	資本金		279,928	279,928	
	うち非累積的永久優先株	(注1)	-	-	
	新株式申込証拠金		-	-	
	資本剰余金		404,408	404,408	
	利益剰余金		270,616	259,903	
	自己株式(△)		-	-	
	自己株式申込証拠金		-	-	
	社外流出予定額(△)		-	-	
	その他有価証券の評価差損(△)		-	-	
	為替換算調整勘定		△ 988	△ 2,392	
	新株予約権		-	-	
	連結子法人等の少数株主持分		142,272	126,521	
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		132,744	119,163	
	営業権相当額(△)		-	-	
	のれん相当額(△)		-	-	
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)		-	-	
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)		6,285	5,921	
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)		-	-	
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)		1,089,952	1,062,448	
	繰延税金資産の控除金額(△)	(注2)	-	31,476	
計	(A)	1,089,952	1,030,972		
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	(注3)	(B)	132,744	119,163	
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		47,287	33,703	
	一般貸倒引当金		104,320	5,742	
	適格引当金額が期待損失額を上回る額		-	42,353	
	負債性資本調達手段等		633,402	573,582	
	うち永久劣後債務	(注4)	395,317	349,764	
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	(注5)	238,084	223,817	
	計		785,010	655,382	
うち自己資本への算入額	(C)	785,010	655,382		
控除項目	控除項目	(注6)	(D)	77,603	55,282
自己資本額	(A)+(C)-(D)	(E)	1,797,359	1,631,072	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目		14,477,265	12,911,809	
	オフ・バランス取引等項目		1,244,314	1,596,863	
	信用リスク・アセットの額	(F)	15,721,580	14,508,672	
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額	((H)/8%)	(G)	969,640	908,708
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(H)	77,571	72,696	
	旧所要自己資本の額に連結自己資本比率告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	(I)	-	-	
	計((F)+(G)+(I))	(J)	16,691,221	15,417,381	
連結自己資本比率(国内基準)=(E)/(J)×100(%)			10.76	10.57	
連結基本的項目比率=(A)/(J)×100(%)			6.53	6.68	
連結基本的項目に占めるステップ・アップ金利条項付優先出資証券の割合=(B)/(A)×100(%)			12.17	11.55	
連結総所要自己資本の額			(注7)	667,648	1,233,390

- (注)
1. 当社の資本金は株式種類ごとに分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
 2. 平成20年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は243,965百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は212,489百万円であります。
 3. 自己資本比率告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 4. 自己資本比率告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 5. 自己資本比率告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 6. 自己資本比率告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
 7. 当社は国内基準行ですが、平成20年9月末は基礎的内部格付手法を採用しているため、連結総所要自己資本の額算出にあたり、8%を使用しております。平成19年9月末は標準的手法を採用しているため、4%を使用しております。
 8. 当社は「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を発行し、連結自己資本比率(国内基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。当該優先出資証券の概要については、3～4ページに掲載しております。

■単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

項目			平成19年9月末	平成20年9月末	
基本的項目 (Tier1)	資本金		279,928	279,928	
	うち非累積的永久優先株	(注1)	-	-	
	新株式申込証拠金		-	-	
	資本準備金		279,928	279,928	
	その他資本剰余金		72,280	72,280	
	利益準備金		-	-	
	その他利益剰余金		312,088	290,978	
	その他		134,339	119,693	
	自己株式(△)		-	-	
	自己株式申込証拠金		-	-	
	社外流出予定額(△)		-	-	
	その他有価証券の評価差損(△)		-	-	
	新株予約権		-	-	
	営業権相当額(△)		-	-	
	のれん相当額(△)		-	-	
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)		-	-	
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)		6,285	5,921	
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)		-	-	
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)		1,072,280	1,036,888	
繰延税金資産の控除金額(△)	(注2)	-	36,164		
計	(A)	1,072,280	1,000,723		
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	(注3)	(B)	132,744	119,163	
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%		47,287	33,703	
	一般貸倒引当金		103,285	4,022	
	適格引当金額が期待損失額を上回る額		-	42,522	
	負債性資本調達手段等		633,402	573,582	
	うち永久劣後債務	(注4)	395,317	349,764	
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	(注5)	238,084	223,817	
計		783,975	653,830		
うち自己資本への算入額	(C)	783,975	653,830		
控除項目	控除項目	(注6)	(D)	81,051	50,792
自己資本額	(A)+(C)-(D)	(E)	1,775,204	1,603,761	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目		14,394,551	12,838,418	
	オフ・バランス取引等項目		1,247,778	1,612,503	
	信用リスク・アセットの額	(F)	15,642,330	14,450,921	
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((H)/8%)	(G)	883,320	854,408	
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(H)	70,665	68,352	
	旧所要自己資本の額に単体自己資本比率告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	(I)	-	-	
	計((F)+(G)+(I))	(J)	16,525,651	15,305,330	
単体自己資本比率(国内基準)=(E)/(J)×100(%)			10.74%	10.47%	
単体基本的項目比率=(A)/(J)×100(%)			6.48%	6.53%	
単体基本的項目に占めるステップ・アップ金利条項付優先出資証券の割合=(B)/(A)×100(%)			12.37%	11.90%	
単体総所要自己資本の額			(注7)	661,026	1,224,426

- (注) 1. 当社の資本金は株式種類ごとに分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2. 平成20年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は243,542百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は207,377百万円であります。
3. 自己資本比率告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
4. 自己資本比率告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 自己資本比率告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

6. 自己資本比率告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
7. 当社は国内基準行ですが、平成20年9月末は基礎的内部格付手法を採用しているため、単体総所要自己資本の額算出にあたり、8%を使用しております。平成19年9月末は標準的手法を採用しているため、4%を使用しております。
8. 当社は「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を発行し、単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。当該優先出資証券の概要については、3～4ページに掲載しております。

株式会社埼玉りそな銀行

<自己資本の構成>

自己資本の構成は、以下のとおりであります。

なお、自己資本比率は、平成19年3月31日から「自己資本比率告示」に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。信用リスク・アセットの額は、平成19年9月末は標準的手法を、平成20年9月末は基礎的内部格付手法をそれぞれ用いて算出しております。

■自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

項目		平成19年9月末	平成20年9月末
基本的項目 (Tier1)	資本金	70,000	70,000
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	100,000	100,000
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	20,012	20,012
	その他利益剰余金	58,124	58,212
	その他	-	-
	自己株式(△)	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額(△)	-	-
	その他有価証券の評価差損(△)	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額(△)	-	-
	のれん相当額(△)	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	6,233	6,061
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	-	8,569
	計	(A) 241,903	233,594
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	(B) -	-	
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	16,614	183
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	177,000	177,000
	うち永久劣後債務 (注2)	100,000	100,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	77,000	77,000
	計	193,614	177,183
うち自己資本への算入額	(C) 193,614	177,183	
控除項目	控除項目 (注4)	(D) 5,847	12,394
自己資本額	(A)+(C)-(D)	(E) 429,670	398,384
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	3,984,695	3,443,629
	オフ・バランス取引等項目	49,970	74,122
	信用リスク・アセットの額	(F) 4,034,666	3,517,751
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((H)/8%)	(G) 254,721	270,120
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(H) 20,377	21,609
	旧所要自己資本の額に自己資本比率告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	(I) -	-
	計((F)+(G)+(I))	(J) 4,289,388	3,787,872
自己資本比率(国内基準)=(E)/(J)×100(%)		10.01	10.51
基本的項目比率=(A)/(J)×100(%)		5.63	6.16
基本的項目に占めるステップ・アップ金利条項付優先出資証券の割合=(B)/(A)×100(%)		-	-
総所要自己資本の額 (注5)		171,575	303,029

(注) 1 自己資本比率告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 自己資本比率告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質の全てを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 自己資本比率告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。
ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 4 自己資本比率告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー等が含まれております。
 - 5 当社は国内基準行ですが、平成20年9月末は基礎的内部格付手法を採用しているため、総所要自己資本の額算出にあたり、8%を使用しております。平成19年9月末は標準的手法を採用しているため、4%を使用しております。